

個人再生の申立てについて

個人再生の申立ての際に必要な費用は、次のとおりです。

なお、熊本地裁本庁以外の裁判所に申立てをされる方については、郵便切手の額等が若干異なりますので、当該裁判所においてご確認ください。

1 収入印紙

10,000円

2 郵便切手

84円×(債権者数×2+5)

100円×(債権者数×2+5) 94円 ×(債権者数×2)枚

〔 1,089円×1組(再生債務者代理人等に交付送達が可能な場合は不要)
100円×2枚(同上) 〕

3 予納金

不動産の有無	事業者であるか否か	予納金額
○	○	133,744円
○	×	113,744円
×	○	
×	×	83,744円